

## 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

制 定 平成29年3月23日 平成28年度規程第4号  
最終改正 平成29年5月30日 平成29年度規程第1号

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第22条並びに定款細則第3条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 理事長等とは、役員のうち、理事長及び常勤役員のをいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 評議員選任・解任委員会の委員（以下「委員」という。）とは、定款第6条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の事業団と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

- 第3条 事業団は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
  - 3 委員には、評議員選任・解任委員会の出席により報酬等を支給することができる。
  - 4 理事及び委員のうち、事業団職員を兼務し、職員給与及び旅費等の支給がある者に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。
  - 5 役員等のうち、公務員の職にある者には、本規程に基づく報酬等は支給しない。

### (年間報酬総額)

- 第4条 事業団の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。
- 2 事業団の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

### (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬)

- 第5条 役員（理事長等を除く。）が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて事業団の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
  - 3 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事の報酬)

第6条 理事長等には、別表2により報酬を支払うことができる。

2 常勤役員には、別表3により賞与を支払うことができる。

3 理事(理事長等を除く。)が理事会及び評議員会の出席のほか、理事長等の命を受けて事業団及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が理事会及び評議員会の出席のほか、事業団及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第8条 事業団は、役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、旅費規則に準じて費用を支給する。

2 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、事後精算することができる。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として、給与規則に準じて通勤手当を支給する。

4 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則に準じて費用を支給することができる。

5 業務執行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 理事長等の報酬等(旅費を除く。)は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、給与規則第21条第3項に準じた日に支払うものとする。

2 役員等(理事長等を除く。)の報酬及び理事長等の旅費等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、理事長等には本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第11条 事業団は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、施行後に開催する定時評議員会の終結の時まで適用する。ただし、委員に関する規定については、平成29年3月23日から適用する。
- 2 「役員の服務、報酬及び旅費に関する規則」(昭和53年規則第6号)は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表1 (出席報酬)

会議名	職務	報酬額
理事会	理事(理事長等を除く。)	日額 5,000円
	監事	日額 5,000円
評議員会	評議員	日額 5,000円
	理事(理事長等を除く。)	日額 5,000円
	監事	日額 5,000円
評議員選任・解任委員会	委員	日額 3,000円

別表2 (理事及び監事の報酬)

職務	報酬額	備考
理事長	月額 100,000円	
常勤役員	月額 470,000円	
理事	日額 5,000円	
監事	日額 5,000円	
監事(監事監査)	日額 10,000円	

別表3 (常勤役員賞与)

6月賞与	(報酬月額 + (報酬月額 × 職務加算20%)) × 期末手当期別 支給割合(県準拠) × 在職期間割合
12月賞与	

※6月期については6月1日、12月期については12月1日を基準日(県準拠)とし、在職期間に応じた支給割合をもって支給する。